

別表1（第9条関係）

和泊町保育施設等入所選考基準

- 1 年度当初の申込みによる入所決定
 - (1) 現在入所中の支給認定子どもが引き続き同一保育施設等への入所を希望した場合には、児童福祉の観点から当該子どもの保育環境に考慮し、優先的に入所中の同一保育施設等へ入所決定する。
 - (2) (1)において、新たに兄弟姉妹の入所申込みがあった場合についても優先的に同一保育施設等への入所を決定する。
 - (3) 入所申込み支給認定子ども数が定員を超えた場合は、「和泊町保育施設等入所選考基準表（別表2）」により、保育を必要とする優先要素の高い支給認定子どもから順に入所決定する。
 - (4) 求職中との理由で入所申込みをした場合においては、90日間の期限付で入所決定する。
 - (5) 町長が特に必要と認める場合においては、上記入所選考基準にかかわらず、入所を決定することができる。
- 2 年度途中の申込みによる入所決定
 - (1) 毎月20日までに申込みがあった支給認定子どもについて、前月までの待機している支給認定子どもを含めて選考し、翌月1日付けの入所を決定する。

ただし、緊急を要すると認められる場合においては、月途中の入所者として入所決定する。
 - (2) 定員を超えている保育施設等への入所については、子どもの年齢及び入所子ども数等を考慮し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営についての最低基準を満たし得る保育施設等へ入所決定する。
- 3 選考の結果、優先度が同等と評価される場合においては、受付順番及び家庭の経済状況を考慮し、入所決定する。
- 4 本町以外に住所を有し居住する保護者からの入所申込みがあった場合においては、選択できる保育所制度という観点から広域入所の体制整備に努め、本町内の保育施設等への入所受入れをすることとするが、基本的には、町内住民の支給認定保護者からの入所申込みを優先させた上で定員に余裕がある場合に、委託契約を締結し、受け入れることとする。

別表 2 (第 9 条関係)

和泊町保育施設等入所選考基準表

1 労働	1月の労働時間		点数
	勤労者	120時間以上	9
		48時間以上 120時間未満	6

2 出産・疾病 等	親の状況		点数
	出産前 (約 6 週該当月初)	母子手帳の写しを添付	9
	出産後 (約 8 週該当月末)		
	入院中 (1 月以上)	診断書の添付	10
	常時臥床		10
	長期安静		8
	一般療養		6
	精神障害		10
	身体障害		1 級から 4 級
5 級以下			5
知的障害者		10	

3 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	病人の状態等		点数
	入院の付添		10
	居宅内看護	常時寝たきり	10
		心身障害	10
その他		5	

4 災害復旧	火災, 風水害, 地震等の被害	点数
		10

5 求職活動	保育実施期間は, 90日とする。	点数
		6

6 就学	1月の就学又は訓練時間		点数
		120時間以上	9
		48時間以上	6

	120時間未満	
--	---------	--

7 虐待やDV	虐待やDVのおそれがあること	点数
		10

8 育児休業中	育児休業中等に、既に保育を利用している子どもがいて継続的利用が必要であること。	点数
		6

調整基準

	事項	点数	
加算減算	母子・父子家庭	10	
	産休期間満了・育児休業修了	4	
	月平均勤務日数	5日未満	△5
		10日未満	△2
		15日未満	△1
	未就労の祖父母の同居（65歳未満）	△5	
	生活保護世帯	9	
	過去3か月以上保育料の滞納がある世帯	△5	